

平成20年度第2回千葉市廃棄物処理施設設置等専門委員会議事録

- 1 開催日時 平成21年2月9日(月) 15:00～17:00
- 2 開催場所 千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「若潮」
- 3 出席者
(委員)
立本英機委員長、佐倉保夫委員、寺嶋均委員、羽染久委員、畑中恒夫委員

(事務局)
産業廃棄物指導課 吉清課長、斎藤主幹、平山補佐、長谷川処理業係長、
佐久間主任技師

(申請者)
フォーゲート株式会社 代表取締役 四関成人他4名

- 4 議題
(1) 産業廃棄物最終処分場(安定型)の設置について
(2) その他

- 5 議事の概要
(1) 産業廃棄物最終処分場(安定型)の設置について
フォーゲート株式会社の産業廃棄物最終処分場(安定型)設置申請に対する意見については、審議結果を踏まえた案を作成し、各委員に確認後、答申とすることとなった。
(2) その他
なし

- 6 会議経過
(1) 産業廃棄物最終処分場(安定型)の設置について
事務局：ただ今から、平成20年度第2回千葉市廃棄物処理施設設置等専門委員会を開催いたします。議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。
委員長：産業廃棄物最終処分場の設置について、これまでの経緯を事務局から説明してください。
事務局：フォーゲート株式会社より、平成20年5月30日に最終処分場に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書が提出されました。その後、告示縦覧を行い、利害関係者からのご意見をいただきましたのち、平成20年9月22日に第1回の当委員会を開催しました。第1回では、主に浸透水採取設備の構造や位置、また、生活環境影響評価に係る地

下水の流れなどについてご審議いただきましたが、時間等の都合から、全てをご審議いただくことができませんでした。このため、委員の皆様から、FAX等によりご意見をいただきました。本日、第2回の委員会においては、そのご意見に対する申請者の回答がありますので、その内容について、ご審議いただきたいと考えております。最後に前回の委員会で議事録についてのご意見をいただいておりますので、その点につきまして、情報公開の担当課と協議したところ、意見は概要にて構わないこと及び委員名を伏せて良いことを確認できましたので、そのように議事録は作成し、ホームページで公開いたします。

委員 長：それでは申請者を入室させてください。

(申請者入室)

委員 長：前回の当委員会にて、説明のあった事業計画に対する各委員からの意見について、申請者の方から回答をお願いします。

申請 者：(資料「各委員意見に対する申請者回答」にて説明)

委員：埋め立てる廃棄物は基本的に中間処理を経たものなのか。

申請 者：そうです。

委員：浸透水採取設備の清掃を行った際に汲み上げた水の処分方法はどのようにするのか。

申請 者：最終処分場内に散水します。

委員 長：産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）設置許可申請に伴う生活環境影響調査地下水（その2）についての説明をお願いします。

申請 者：(資料「産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）設置許可申請に伴う生活環境影響調査地下水（その2）」にて説明)

委員 長：地下水位の測定方法は、電気式水位計又は圧力センサー式自記水位計のどちらで測定したのか。

申請 者：電気式水位計と圧力センサー式自記水位計を併用しました。

委員 長：地下水位は、低下すると予測・評価があったが、水質については、予測評価は行わないのか。

申請 者：指針の評価項目に水質は無いため、評価は行いません。

委員：地下水については、追加調査により、流向や浅い地下水と深い地下水がどのような関係にあるのか分かってきた。浅い地下水から深い地下水へ導水勾配がある。台地があるということは、当然、地中に水は入っていき、浅い地下水から深い地下水のほうへ徐々に入っていくのは仕方がないことである。安定型の廃棄物を埋めるということで悪いものが入っていないということであれば、水質的にも影響を与えない。そこのところが非常に重要であり、そのことを保障するために、様々なモニタリング等をしっかりやっていただいで、不具合が生じた場合は受け入れを中止するなど、管理をきちんとやっていただくしか方法はない。そのような管理を行っていく条件が整い、最終処分場の許可基準を満たしていれば許可せざるをえないのではないのか。

- 委員：全量の展開検査やモニタリングの頻度については、申請者としてどのように対応していただけるのか。
- 申請者：展開検査については、マニフェストによる確認としっかりと展開検査を行います。また、中間処理業者からの搬入される廃棄物の検査報告（三ヶ月に一度）については、日にちを指定せずに抜きうち的な方法で検査を行います。
- 委員：今回追加する維持管理基準をしっかりと申請書の中の維持管理基準に記載しないと市として担保が取れないのではないのか。
- 申請者：市の方に、この維持管理基準の追加を提出します。
- 委員：許可基準に改正があった場合、その基準に合うように対応する意向があるということでしょうか。
- 申請者：可能な限り対応できるように考えています。
- 委員長：そのこともきちんと申請書中に明記してください。
- 委員：生活環境影響調査地下水（その2）の影響範囲の推定のところを詳しく説明してください。
- 申請者：地面を掘削し、底に溜まった地下水をくみ上げた場合、その周辺において地下水の低下が発生すると予測される範囲ということです。
- 委員：地下水の汲み上げによる周辺の地下水位の低下は、実際には周辺の地下水からの涵養がある。この予測では、ほとんど地下水の低下について影響がないとみなして良い範囲を算出している。
- 委員：地下水の流れの方向からするとゴルフ場の方へ流れており、下流域となる3番で生活用水や飲用に使用となっているが、これは第二透水層のもので、ほとんど影響がないとしているとのことでしょうか。
- 申請者：はい。
- 委員：周辺井戸調査結果一覧表の中で、不明となっているは何が不明なのか。
- 申請者：井戸深度については、聞き取り調査等を行った結果、深さが分からなかった場合について、「不明」と記載しています。聞き取り調査等ができなかった井戸については、「－」と記載しています。
- 委員長：処分場近隣の井戸調査で異常が発見された場合はすぐに下流域の井戸の使用者や周辺住民に周知をしてください。
- 申請者：すぐに地域住民の方々に報告し、協議します。
- 委員：浸透水の検査は埋立終了から廃止までの5～10年行うということだが、廃止の基準に適合した場合は、すぐにその検査を終了してしまうのか。
- 申請者：廃止の基準に適合していても5～10年は浸透水及び井戸のモニタリングを続けます。
- 委員：浸透水が汚れていたら他のところへ行く可能性がある。その対応として、きちっと測定計画どおりモニタリングを実施していただくことが非常に重要である。電気伝導度くらいは簡単に測定できるので測定

頻度等を検討していただきたいです。

申請者：はい。

申請者：前回の委員会で、浸透水採取設備と観測井戸の構造について分かりづらいとのことでしたので、説明させていただきます。(構造図を用いて説明)

委員長：他に質問等がありますか。無いようなので、申請者からの説明は以上で終了します。申請者は、各委員からの意見に対応した維持管理計画を申請書中に明記し、確実に実行してください。

(申請者退出)

委員長：他にご意見はありますか。無いようですので、専門委員会での各委員の意見を踏まえ事務局と私で素案を作成し、それに各委員の意見をいただきそれを答申とさせていただきたいということでしょうか。

各委員：異議なし

委員：安定型最終処分場の基準が変わる話があるこの時期に、市はどのような対応を考えていますか。

事務局：設置許可申請書を提出された段階での法の基準等を満足していれば許可せざるをえない。また、新しい基準等について国から通知等はまだ無い。

委員長：我々も新しい基準ができたなら勉強をしなければならない。事務局の方も他自治体の状況などをまとめてください。では、事務局にお返しします。

事務局：以上をもって、第2回千葉市廃棄物処理施設設置等専門委員会を閉会します。長時間にわたる審議、ありがとうございました。

(以上)